

湯河原町告示第 33 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、  
次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

湯河原町長 富 田 幸 宏



1 委託を受けた者

(1) 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥五丁目 8 番地の 1

かながわ西湘農業協同組合湯河原支店 支店長 梅原 嘉一

(2) 神奈川県足柄下郡湯河原町中央四丁目 1 番地 1

かながわ西湘農業協同組合湯河原中央支店 支店長 横山 瑞規

(3) 神奈川県平塚市真田 6 3 4 番地 1

ゆがわら健康づくり共同事業体 代表者 東海体育指導株式会社

代表取締役 西久保 好生

2 委託に係る手数料の種類

湯河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年湯河原町条例  
第 3 号) 第 7 条第 1 項に規定する、その他の一般廃棄物(粗大ごみ)の  
収集手数料

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日